明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（五）　五
〔政　令〕
○新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（二五）　一三
〔省　令〕
○新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（厚生労働二四）　一五
〔告　示〕
○平成三十一年総務省告示第百四十七号（地方税法施行規則第二十四条の三十九第一項第十五号に規定する総務大臣が定めるものを定める件）の一部を改正する件（総務二三）　三
○新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示（厚生労働三五）

本号で公布された法令のあらまし

◇新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（法律第五号）（内閣官房）

一　新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正関係

1　新型インフルエンザ等対策特別措置法の対象の見直し

㈠　指定感染症のうち、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものについて、新型インフルエンザ等として位置付け、新型インフルエンザ等対策特別措置法の対象とすることとした。（第二条第一号関係）

㈡　厚生労働大臣は、指定感染症が、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものと認めたときは、内閣総理大臣に対し、当該指定感染症の発生の状況等を報告しなければならないこととした。（第一四条関係）

2　事業者及び国民の責務

事業者及び国民は、新型インフルエンザ等の感染の拡大の防止に努めなければならないこととした。（第四条第一項関係）

3　国及び地方公共団体の責務

国及び地方公共団体は、新型インフルエンザ等対策を実施するに当たっては、新型インフルエンザ等に起因する差別的取扱い等（次に掲げる行為をいい、以下この3において「差別的取扱い等」という。）及び他人に対して差別的取扱い等をすることを要求し、依頼し、又は唆す行為が行われるおそれが高いことを考慮して、新型インフルエンザ等の患者及び医療従事者並びにこれらの者の家族その他のこれらの者と同一の集団に属する者（以下この3において「新型インフルエンザ等患者等」という。）の人権が尊重され、及び何人も差別的取扱い等を受けることのないようにするため、新型インフルエンザ等患者等に対する差別的取扱い等の実態の把握、新型インフルエンザ等患者等に対する相談支援並びに新型インフルエンザ等に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに広報その他の啓発活動を行うこととした。（第一三条第二項関係）

㈠　新型インフルエンザ等患者等であること又は新型インフルエンザ等患者等であったことを理由とする不当な差別的取扱い

㈡　新型インフルエンザ等患者等の名誉又は信用を毀損する行為

㈢　㈠及び㈡のほか、新型インフルエンザ等患者等の権利利益を侵害する行為

4　臨時の医療施設の見直し

新型インフルエンザ等緊急事態措置として位置付けられている臨時の医療施設の開設について、政府対策本部が設置されている間における措置としてその位置付けを変更することとした。（第三一条の二及び第三一条の三関係）

5　新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置

㈠　新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置の創設

新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置として、㈡の(1)の公示がされた時から㈡の(4)により㈡の(1)の事態が終了した旨の公示がされるまでの間において、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国及び地方公共団体がこの法律の規定により実施する措置を創設することとした。（第二条第三号関係）

㈡　新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置の公示等

(1)　政府対策本部長は、新型インフルエンザ等（国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するものに限る。以下この(1)及び(3)、㈣の(1)から(3)まで並びに6の㈠において同じ。）が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるときは、当該事態が発生した旨及び次に掲げる事項を公示することとした。（第三一条の四第一項関係）

イ　新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置を実施すべき期間

ロ　新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置を実施すべき区域

ハ　当該事態の概要

(2)　(1)のイの期間は、六月を超えてはならないこととした。（第三一条の四第二項関係）

(3)　政府対策本部長は、新型インフルエンザ等の発生の状況を勘案して(1)のイの期間を延長し、又は(1)のロの区域を変更することが必要であると認めるときは、更に六月を超えない範囲内において当該期間を延長する旨又は当該区域を変更する旨の公示をすることとした。当該延長に係る期間が経過した後において、これを更に延長しようとするときも、同様とすることとした。（第三一条の四第三項関係）

(4)　政府対策本部長は、(1)の公示をした後、新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置を実施する必要がなくなったと認めるときは、速やかに、(1)の事態が終了した旨を公示することとした。（第三一条の四第四項関係）

(5)　政府対策本部長は、(1)又は(3)の公示をしたときは、基本的対処方針を変更し、第一八条第二項第三号に掲げる事項として当該公示の後に必要とされる新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置の実施に関する重要な事項を定めなければならないこととした。（第三一条の四第五項関係）

(6)　都道府県対策本部長は、政府対策本部長に対し、当該都道府県の区域に係る(1)、(3)又は(4)の公示を行うよう要請することができることとした。（第三一条の四第六項関係）